

1 内容

★水道料金・下水道使用料について、令和9年4月から「隔月検針・毎月請求」を「**隔月検針・隔月請求**」に変更する。

(これまで、2か月に1回検針し、毎月請求する「隔月検針・毎月請求」であった。請求は、検針月の翌月とするもの。)

【イメージ図】

使用月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現 状	検針	●		●		●		●		●		●	
	請求	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	検針	●		●		●		●		●		●	
	請求		4・5月分		6・7月分		8・9月分		10・11月分		12・1月分		2・3月分

★水道料金・下水道使用料の計算は、**変わらない**。

これまでどおり、2箇月に1回検針を行い、検針した2箇月分の水量を均等に使用したものとみなして、当月分・翌月分として算定し、その合計額を請求する(ただし、消費税の端数調整により、1円増となる場合がある。)

【参考（請求・支払額）】2箇月間で40^mの使用（1箇月20^m・メーター口径13mm）した場合の請求・支払例（税込み）

	現 状				変更後		
支払月	4月	5月	合計		4月	5月	合計
水道料金	3,751円	3,751円	7,502円	➔	(3,751円)	(3,751円)	7,502円
下水道使用料	3,190円	3,190円	6,380円		(3,190円)	(3,190円)	6,380円
合計	6,941円	6,941円	13,882円			13,882円	13,882円

2 目的

★経営改善の一環

水道・下水道業務の効率化及び経費削減

利用者の支払手続等の改善

3 効果

①約900万円～1,000万円/年の削減効果(市・利用者)

印刷物等(納付書、督促状、検針お知らせ票、窓あき封筒)、手数料(公金取扱手数料(口座振替、納付書納入、コンビニ・スマホでの納入))、郵送料、委託料(お客様センター業務(0.5人分/月の削減効果))

②支払手続等(利用者)

口座振替の回数、窓口等に出向く回数の半減

支払期間の延長(資金準備期間の倍増)

【これまで】通知から納入期限までの期間 **10日間程度** → 通知(月初旬)から納入期限(月末)までの期間 **20日間程度**

③1回の納付金額の増大による影響(市・利用者)

滞納件数増加の懸念

・ 契約者の割合 月10^m(約2,000円)まで**50%** 月20^m(約3,800円)まで**75%** 月50^m(約9,300円)まで**97%**

※ 通常的一般家庭(4人世帯)では、月25^mの水を使用

水道料金4,678円+下水道使用料3,993円=8,671円 → 隔月請求にすると17,342円の請求となる。(2箇月に1回)

4 滞納防止策

隔月化で起こりやすいリスク

- ① 1回あたりの請求額が大きくなる。
- ② 請求サイクルが変わり、利用者が慣れるまで「うっかり忘れ」が増える。
- ③ 低所得世帯など、家計が厳しい世帯ほど影響が出やすい。



本市が行う対応（案）

- ① 「**事前の周知・説明**」で混乱と不信感を減らす。

実施時期・対象エリア・請求月の明示、「なぜ隔月にするのか」(事務コスト削減、業務効率化など)の説明
「年間の支払総額は変わらない」、「金額の目安」など、利用者が不安に思いそうな点をQ&Aで明示

- ② 「**支払い方法の工夫**」で払い忘れ・資金繰りの負担を軽減する。

口座振替の一層の推進(口座振替申込書の納付書への同封、口座振替のWeb申込等の検討、口座振替者への割引制度など)
支払方法の多様化(コンビニ収納、スマホ決裁のほか、QRコード決裁の導入)
支払期間の延長(資金準備期間が大幅に増える) ※ 通知から納入期限までの期間 10日間程度 → 20日間程度

- ③ 「**早期の声かけ・柔軟な納付相談**」で本格的な滞納になる前にキャッチする。

期限経過後、速やかな督促状発送、分納・猶予の柔軟な運用(毎月支払いなど、今後詳細検討)、福祉部門との連携
相談体制の強化(本市職員の育成、お客様センター職員の育成)

5 府内自治体(隔月検針・隔月請求実施)

舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、宇治田原町

※ 全ての団体が、検針月の翌月に請求・支払(全国では、毎月請求・支払と隔月請求・支払は、半々ずつ)

【料金・使用量の調定・請求】 毎月から隔月への移行

6 令和8年度の予算措置

- ① 量水器検針システム改修 約840万円(検針員が使用するハンディ機の改修等)
- ② 検針お知らせ票 約28万円(12,500枚/月×6月分×3.74円) ※レイアウトを変更予定

7 スケジュール

- 令和8年1月旬 ① 審議会委員説明
- 3月 ② 条例改正(3月定例会)
 - ・ 水道事業給水条例、公共下水道条例、集落排水処理施設条例及び公共浄化槽条例
 - ・ 量水器検針システム改修費用の当初予算計上
- 令和8年4月 ③ 量水器検針システムの改修(~12月)
- ④ 住民周知(1回目)
- 令和9年1月 ⑤ 検針システム調整・テスト
- 2月 ⑥ 住民周知(2回目)
- 4月 ⑦ 移行

【移行（奇数月検針）】

	R83月	4月	5月	6月	7月	8月
検針	●	●	●	●	●	●
請求	● 3月分	● 4月分		● 5・6月分		● 7・8月分

【移行（偶数月検針）】

	R83月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
検針	●	●	●	●	●	●	●
請求	● 3月分		● 4・5月分		● 6・7月分		● 8・9月分

※検針翌月の請求では、請求から支払いまでの期間を今まで以上に確保でき、利用者の資金準備に配慮できる。